

「研修会等名称」
教育におけるメディア活用と著作権(第2回)

場所: 独立行政法人メディア教育開発センター 制作棟ホール
期間: 2005年12月8日(木)/9日(金)

1. 研修の内容

(1) 教育関係者が知っておきたい著作権

本講義では、著作権の概要について解説があった。著作権は著作者本人にかかわる著作権と、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者にかかわる著作隣接権にわかれ、さらに著作者にかかわる著作権は著作者人格権と財産権にわかれる。通常著作権として問題となるのはこの財産権である。

財産権には、複製権、上演権、上映権、公衆送信権、などがあり、それぞれの行為を無断でおこなわれない権利(禁止する権利)である。これらの行為を許諾なしに実行できる主な場合は次のとおり。

私的使用のための複製 家庭内での使用のための複製

教育機関における使用

 授業のための複製

 他会場における授業に中継するための公衆送信

 試験問題としての複製・公衆送信

営利を目的としない上演等(学園祭での無料の上演など)

引用

図書館等における複製

これら以外の使用については許諾を受け、場合によっては許諾料の支払いが必要である。

大学での著作物の利用において注意すべき点には次のようなものがある。

授業の教材として複製することはよいが、これは教員または学生が授業に試用するために複製するもので、大学が複製して配布することはできない。(厳密にいうと宿題の教材には使えない)

著作物を含む教材を、インターネット等不特定多数がアクセスする場所に掲示することはできない。

著作物を含む教材を、大学のサーバなど、受講者以外がアクセスできる場所に掲示することはできない。

不特定多数を対象としたインターネット授業(e-ラーニング)など

入試問題に使用した著作物を入試以外の目的で使用することはできない。たとえばインターネットに掲示することはできない(現実には使用してトラブルは起きていない)。

(2) 著作物の教育利用と著作権契約

本講義では著作物を教育現場で利用するときの許諾の必要性和契約について解説があった。一般に遠隔教育(e-ラーニング)で著作物を使用する場合は、許諾が必要となる場合がほとんどであり、無断使用はできないと考えてよい。そのための手続きの説明があった。また教材を作成する場合の著作権の帰属について説明があった。

2. 研修の成果

教育現場で著作物を使用する場合の注意点が明らかになった。通常の対面授業では問題になることは少ないと考えられる。ただし、出典の明記など、著作者の人格権への配慮が必要である。

複数のキャンパスをつないだ授業では不特定多数を対象としないよう若干の注意が必要である。また学外者を対象とする遠隔授業（e-ラーニング）を実施する場合は、教材への著作物の使用は許諾と、場合によって著作権料の支払いが必要となるので、注意が必要である。さらに教材の作成においては著作権が誰に帰属するのか、大学か教員か、という点を明確にしなくてはならない。このように今後新しい教育の形態を追及する場合は著作権に一層注意を払う必要がある。

なお授業以外の場所、たとえば大学の出版物、入学案内、ホームページなどでの著作物の使用については一般の利用と同一なので、著作権には十分配慮が必要である。

3. 授業への研修成果の反映状況

現在主流である対面教育では、著作物の利用は冊子、音楽、ビデオなどを含めて問題になることは少ないと思われる。したがって直ちに対策をとる必要はないが、今後教職員を対象としてのセミナーなどをおこなうことが好ましい。

学部長	FD委員長	FD委員会	総合企画課長	係